



飲酒運転は絶対にしない！させない！

飲酒運転は、重大な事故に直結する悪質かつ危険な犯罪行為です。運転者が飲酒運転で逮捕された場合には下の表のとおり、厳しい処分を受けます。また、運転者が酒酔い運転で捕まった場合、車両提供者の罰則は「5年以下の懲役または100万円以下の罰金」と道路交通法で決まっています。つまり、実際に酒酔い運転していたドライバーと同じ罰則が科せられるということです。また、同乗者や酒類提供者にも「3年以下の懲役または50万円以下の罰金」が科せられます。アルコールは少量でも、脳の機能をまひさせます。普段は問題なく通っているカーブを曲がりきれなかったり、信号を無視して対向車に衝突したりといった事故を引き起こす可能性があります。くれぐれも飲酒したら運転しないで下さい。

種類	概要	罰則	違反点数	行政処分
酒気帯び運転	呼気 1 ℓ 中のアルコール濃度が 0.15 mg 以上の状態で運転した場合	3 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金	13 点又は 25 点	免許停止 90 日 又は免許取消 (欠格期間 2 年)
酒酔い運転	飲酒によって正常な運転ができない状態。飲酒量や呼気中のアルコール量は関係なし。	5 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金	35 点	免許取消し (欠格期間 3 年)

熱中症に注意しましょう！

最近日は中に汗ばむ陽気になりました。この時期になるとニュースになるのが「熱中症」です。熱中症はその症状が、自分では気づきにくいのが特徴です。そのため命を落とすこともある恐ろしい病気です。熱中症にならないために、下記に注意して過ごしましょう。

- ① **体調を整える** 睡眠不足やカゼぎみなど、体調の悪いときは暑い日中の外出や運動は控えましょう。
- ② **服装に注意** 通気性の良い服を着て、外出時にはきちんと帽子をかぶろう。
- ③ **こまめに水分補給** 『のどが渇いた』と感じたときには、既にかかなりの水分不足になっています。定期的に水分を補給しましょう。また、汗と一緒に塩分も失われるので、塩分もしくはスポーツドリンクを飲むのがおススメです。
- ④ **年齢も考慮して** 体内の機能が発育途中の子供や、体力が衰えはじめた高齢者は熱中症になりやすいものです。年齢を考慮して予防を心がけましょう。

もし、熱中症になってしまったら・・・

- ・涼しい日陰やクーラーの効いた室内などに移動する
- ・衣類をゆるめて休む
- ・体を冷やす
- ・水分を補給する（塩分補給のため、スポーツドリンクが有効です）

夏季休暇のお知らせ

夏季休暇のため8月13日（土）～8月21日（日）まで事務所はお休みになります。この間は多くの事業所がお休みになります。長いお休みでどこかに出かけることもあるかと思いますが、感染予防対策を実践することで、「コロナに感染しない・感染させない」を徹底しましょう。また、連休中も規則正しい生活習慣を保つことで、免疫力を高めることができます。体調管理をしっかりして、休み明けにはしっかり出勤できるようにしましょう。

伸栄総合サービスのその他の事業

053-472-6099 伸栄総合サービス（派遣会社）

053-476-5955 しんえい保育園（保育事業）

053-472-6070 シンゼロ有限会社（東京海上日動火災保険代理店）

053-488-7007 障害者自立支援事業所フツーロ